

苫小牧市監査委員告示第5号

平成29年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等
監査の結果に基づき講じた措置の公表について

平成29年度苫小牧市定期監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法第199条第12項の規定により、平成30年6月21日付けで苫小牧市長から別添のとおり通知があったので、同項及び苫小牧市監査委員条例第6条の規定により公表する。

平成30年6月21日

苫小牧市監査委員 玉川 豊一

苫小牧市監査委員 渡辺 満

苦行監第78号
平成30年6月21日

苦小牧市監査委員 玉川 豊一 様

苦小牧市監査委員 渡辺 満 様

苦小牧市長 岩倉 博文



平成 29 年度定期監査及び財政援助団体等監査の結果報告に基づく
措置の通知について

標記の結果報告に係る措置について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定によ
り別紙のとおり通知する。

別紙 指摘に基づき講じた措置

1 支出事務

指摘事項	予算執行に関する事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>予算がないのに、とまチョップウォーキングポイントシステム導入業務委託契約を締結し、事後に流用によって予算を措置しているものが見られた。地方自治法第 232 条の 3 では、契約の締結等の支出負担行為は予算の定めるところに従って行わなければならないと定められており、予算がないまま支出負担行為をすることは認められていない。</p> <p>予算執行に当たっては、関係法令を遵守するとともに、予算額、予算執行状況を十分に確認する必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 政策推進課】</p> <p>今後は入札（契約準備）から支払までのスケジュール管理を行い、その中で予算や支払方法等についても管理することとした。また、予算執行に関する法令等を再確認し、再発防止に努めることとした。</p>
指摘事項	物品等の調達を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>事務用品の購入契約において、分割して契約をしなければならない特別な理由がなく、一括して契約することが可能であったが、予定価格を 1 件当たり 5 万円未満の額に分割して、同日又は短期間に、同一業者に発注しているものが見られた。</p>
指摘に対する措置	<p>【総務部 マイナンバー主幹、情報推進課】</p> <p>【産業経済部 商業振興課】</p> <p>今後は計画的な購入に努め、5 万円以上の発注になる場合は契約課へ購入依頼し、見積合わせをすることとした。</p>
指摘事項	物品等の調達を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>公共施設 6 か所の無線 LAN 用ネットワーク敷設業務契約において、分割して契約をしなければならない特別な理由がなく、6 施設分を一括して契約することが可能であったが、施設ごとに業務を分割し、うち 5 施設の業務の予定価格がそれぞれ 5 万円未満の額となり、その 5 業務を同日に、同一業者に発注しているものが見られた。</p>
指摘に対する措置	<p>【総務部 情報推進課】</p> <p>施設管理者が異なる施設の工事であっても、業務の発注時期が近い場合はまとめて契約することとした。</p>
指摘事項	物品等の調達を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>印刷物の製造請負契約において、分割して契約しなければならない特別な理由がなく、一括して契約することが可能であったが、予定価格を 1 件当たり 5 万円未満の額に分割して、同じ印刷物を短期間に、同一業者に 3 回発注しているものが見られた。</p>
指摘に対する措置	<p>【総務部 行政監理室】</p> <p>近い時期に発注が可能な印刷物については、一括して契約すること</p>

	とした。
指摘事項	契約の締結に関する事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>給食材料の単価契約において、見積単価が予定価格を超えているにもかかわらず、契約を締結しているものが見られた。また、診療材料の単価契約において、予定価格が定められていない品目の購入契約を締結しているものが見られた。</p> <p>内部のチェック体制を見直し、事務処理の適正化に向けて具体的に取り組む必要がある。</p>
指摘に対する措置	<p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>契約規則等法令や事務の流れを正しく理解して契約事務を執行するよう、文書による通知や係内会議で周知徹底を図った。今後は、給食材料等の契約品目が多いものについては「予定価格・見積価格チェック表」を作成し、再発防止を図ることとした。</p>
指摘事項	旅費に関する事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>公務出張に航空機を利用した場合は、航空運賃、搭乗年月日、搭乗区間が記録された旅行会社等の発行する領収書を出張命令書に添付し、精算しなければならない。また、旅行会社等が企画した旅行(以下「パック旅行」という。)を利用した場合は、当該パック旅行の料金、搭乗年月日、搭乗区間及びこれに含まれる朝、夕の食事の有無が記載された領収書を出張命令書に添付しなければならない。</p> <p>旅行が終了した出張命令書を確認したところ、必要な領収書を添付していないものが散見された。</p> <p>適正な事務の執行に対する意識を高めるとともに、確認体制を整えるなど、十分に注意すべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 協働・男女平等参画室、まちづくり推進課、空港政策課、スポーツ都市推進課】</p> <p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>【農業委員会事務局】</p> <p>今後は、パンフレット等の内容を十分確認し添付書類に不備がないように処理することとした。また、領収書に必要な事項が記載されていることを確認し、精算することとした。</p>
指摘事項	補助金の使途を適正に確認すべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市統計協議会補助金は、当該協議会の運営費の一部を補助するものであるが、収支決算書を確認したところ、補助対象経費の基準が定められていないため、補助金がどの経費に充てられたのかを特定することができない状況であった。</p> <p>補助対象経費の基準の明確化を図るとともに、事業目的に沿って補助金を使用されているか確認できる仕組みが必要である。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 政策推進課】</p> <p>補助金交付事務に関する統一的なルールである苫小牧市補助金等交付規則に基づき、苫小牧市統計協議会への補助金に対する要綱を作</p>

	成し、補助対象経費の基準を明確化することとした。また、苫小牧市統計協議会へ決算の報告を求め、要綱に沿って適切に補助金が執行されているかを確認することとした。
指摘事項	前渡資金に関する事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>苫小牧市立病院事業財務規則(昭和62年規則第3号)第31条第5項において、一時限りの経費に係る資金前渡を受けた職員は、支払の終了後7日以内に、精算書に証拠書類を添付して精算をしなければならないと定められている。</p> <p>これらの書類を確認したところ、精算が支払の終了後7日以内になされていないもの、精算により戻入すべき現金を長期間金庫内に保管していたものが見られた。資金前渡事務については前回の定期監査で指摘したにもかかわらず、依然として改善されていない状況がうかがえる。</p> <p>資金前渡制度は支出方法の特例であり、現金の取扱いに関する事故を防止する観点から、その事務処理及び管理方法を再度徹底すべきである。</p>
指摘に対する措置	<p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>一時限りの経費に係る資金前渡の精算については、係全体で規則等の遵守を徹底するよう周知を図った。今後は未精算分を明確に区分して把握し、管理を徹底することとした。</p>

2 財産管理事務

指摘事項	ハイヤーチケットの管理を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	<p>ハイヤーチケットは、公用車のほかハイヤー以外の公共交通機関を利用できない場合等に使用できるものであり、受入れ又は払出しの都度、ハイヤーチケット受払簿(以下「受払簿」という。)に記載し、残数を正確に把握するものである。</p> <p>受払簿を確認したところ、受払簿に受入れの記載がないもの、日付や払出先の記載がないものが見られた。また、使用済みのハイヤーチケットが受払簿では現存する状態の記載となっており、残数が適正に記録されていないものが見られた。</p>
指摘に対する措置	<p>【総合政策部 秘書広報課、空港政策課】</p> <p>【市立病院事務部 経営管理課】</p> <p>【上下水道部 総務課】</p> <p>【議会事務局 総務課】</p> <p>「苫小牧市タクシー及びハイヤーの使用に関する要領」とその運用方針に従って管理を行い、ハイヤーチケットの受入れ及び払出しの帳簿記載について、担当部署が作成する統一様式に従い、必要項目を正確に記載することとした。</p>
指摘事項	ハイヤーチケットの管理を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	受払簿を確認したところ、受払簿に受入れの記載がないもの、払出

要する事項	後に取り消され欠番となった未使用のハイヤーチケットを保管せずに破棄したものが見られた。また、使用責任者が作成したハイヤーチケット使用報告書と請求明細書の内容が一致しないものが見られた。
指摘に対する措置	【消防本部】 受入れの記載漏れ及び未使用チケットの破棄に係る改善は、平成30年2月16日付けで職員に通知した。また、ハイヤーを利用した際は、使用報告書への領収書の添付を義務付けることとした。

3 財政援助団体の事務

指摘事項	現金出納事務を適正に行うべきもの
是正、改善等を要する事項	市が財政援助している団体で市が事務局を担当しているものの現金出納等の事務は、「現金出納事務等のガイドライン」による財政援助団体の規程等の整備について(平成27年10月20日付け財政部長通知)に基づき運用している。 当該ガイドラインでは、団体の収入及び支出については伝票を作成し、現金の出納を明らかにするため、現金出納簿を備えることとされているが、これらの団体では、収入及び支出のための伝票と現金出納簿を作成していなかった。 ガイドラインに従って適正な事務処理に努めるべきである。
指摘に対する措置	【総合政策部 こども国際交流事業中学生フィリピン派遣団、秦皇島市訪問団受入実行委員会、こども国際交流事業中学生ネーピア市派遣団】 市が財政援助をしている団体で市が事務局を担当するものについては、財政課が発出している財政援助団体における現金出納事務等のガイドラインに従い、適正に事務処理を行うこととした。
指摘事項	支出根拠を明確にすべきもの
是正、改善等を要する事項	当該実行委員会からステージ出演者等に支出している補助金や謝礼金、他の団体に支出している協賛金について、支給の対象となる要件や支給額の算出方法が定められておらず、支出の根拠が不透明であった。 これらの支出については、必要性の有無を判断するとともに、支払基準を設定するなどして、適正な執行に努めるべきである。
指摘に対する措置	【産業経済部 苫小牧港まつり実行委員会、苫小牧スケートまつり実行委員会】 ステージ出演者等に支出している補助金や謝礼金等については、必要性の有無を判断するとともに、支払基準を定めることとした。

1 分割発注について

監査意見	<p>今回指摘に至った事例は、分割して契約しなければならない特別の理由が認められず、一度に発注が可能であるにもかかわらず、1件の予定価格を見積書を徴する必要がない5万円未満の額に分割して発注し、短期間に同一の相手方から給付を受けるというものであった。</p> <p>随意契約の場合における適正な見積合わせは、市にとって有利な契約条件を獲得することを意味するのと同時に、価格が適正を欠いているのではないかという住民の疑問に対して契約手続の公正さを証する手段になるものである。昨年度と異なる部署ではあるが、2年連続の指摘となっており、制度本来の適正な契約手続が確保されるよう、改善に向けた取組を望むものである。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 契約課】</p> <p>各所属長に対し、同時期に同種の契約を同一業者と1者随意契約したという結果から、分割発注の悪用との疑念を持たれるおそれがあり注意を要すること、また、適切かつ合理的な分割発注は地元企業の受注機会の拡大のために推進すべきであることを踏まえ、同時期に同種の契約を締結しようとする場合には、分割発注する合理的な理由等を計画段階や決裁過程で確認するなど公正かつ計画的な購入を図るよう、平成30年5月16日付けで通知した。</p>

2 契約事務の執行について

監査意見	<p>1の分割発注のほか契約事務に関しては、予算の裏付けのない契約の締結や予定価格を超えた額での契約の締結などが見られた。</p> <p>いずれも組織としてのチェックが及ばない、財務に関する最も基本的なルールに反した事務処理となっている。</p> <p>平成27年度定期監査においても契約事務の執行について意見を述べたが、それと同じように、決裁過程で誤りが是正されることなく執行されていることに不安を感じる場所である。</p> <p>不適切な事務処理が発生する都度チェック機能の強化が求められるが、日常の小さな事務の中にも同様の場面があり、財務の基本原則を常に意識した丁寧な事務処理が必要と思われる。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 契約課】</p> <p>目的文書を検索しやすくするため、デスクネットの契約課文書管理において、フォルダを整理し、通知文一覧を掲載した。監査結果や各課からの相談内容等を考慮し、引き続き、契約事務マニュアルや契約書式の充実、契約実務研修等を通じて、契約の基本的なルールについて職員の理解を深め、契約事務の適正な執行に向けた環境づくりに取り組んでいくこととした。</p>

3 補助金交付事務の適正な執行について

監査意見	<p>補助金交付事務について実施した平成 28 年度の行政監査において、補助対象経費の基準の具体化、明確化と補助金の使途の有効な確認方法に関して検討を求める意見を述べたが、この定期監査においても、補助対象経費があいまいなものや対象事業のどの部分に充てられたか等の確認が不十分なものが見られている。</p> <p>財政部においては、補助金交付に関する規則の本年 4 月 1 日からの施行に向けた準備が進められており、新しいルールの下で各課の補助金交付事務に関する理解が進み、より適正な事務執行が確保されるよう求めるものである。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 財政課】</p> <p>平成 29 年 11 月 10 日付け「補助金交付事務における執行上の留意点について」により、補助金等交付事務を適正に行うよう各所管課に通知するとともに、「補助金交付事務チェックシート」を各所管課に送付し、事務の適正化を促した。</p> <p>平成 30 年 2 月 16 日、策定作業中の補助金交付規則について、概要及び事務の流れ、補助金交付の担当課として、交付対象経費や交付額の基準などを明らかにすることの必要性など、基本的な考え方についての説明会を行った。</p> <p>平成 30 年 4 月 1 日付けで苫小牧市補助金等交付規則を施行した。</p> <p>なお、通知文書、チェックシート、説明会資料及び規則については、補助金所管課において事務を執行する際に確認できるよう、デスクネットの財政課文書管理に掲載しており、今後も周知を継続していく。</p>

4 要綱、要領等の庁内情報提供について

監査意見	<p>今回指摘を行ったハイヤーチケットの使用基準や管理等に関するルールを定めたものとして、苫小牧市ハイヤーチケット使用に関する事務取扱要領とその運用方針があるが、庁内イントラネットにはこれらの情報の掲載はなく、関係部署が確認できる環境にはなかった。</p> <p>今回の指摘に限らず、庁内での取扱いを定めるような要綱や要領等については、庁内イントラネットに掲載するなど職員が容易に確認できるような対応が必要と考える。</p>
意見に対する措置	<p>【財政部 管財課】</p> <p>ハイヤーチケットの適正な管理を図るため、「苫小牧市タクシー及びハイヤーの使用に関する要領」とその運用方針をデスクネットの管財課文書管理に掲載し、今後も周知を継続していくこととした。</p>

5 指摘の有効活用について

監査意見	<p>指摘を受けた部署で改善に向けた対応が見られない、指摘を受けたものと同じような事例が次年度以降には別の部署において発生するというような状況が繰り返されている。</p>
------	---

	<p>定期監査の指摘事項は、監査の対象とならなかった部署において同様の事例がないか確認する作業を通じて全庁に波及するものと考えられるため、行政運営の改善に向けた視点の提供として、有効活用されるよう強く求めるものである。</p>
意見に対する措置	<p>【総務部 行政監理室】</p> <p>定期監査の指摘事項を踏まえ、平成 30 年 4 月 25 日に新任管理職を対象とした研修「適正な事務処理の執行について」を実施した。今後も支出事務の適正執行に向けた研修等、行政運営の改善に向けた取組を行っていくこととした。</p>